

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会（以下「法人」という）定款第21条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第2条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表2に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表3の定めによるものとする。

(役員報酬)

第4条 当法人の役員の年間総額については、役員全員で400万円を超えないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める方法とする。

- (1) 非常勤役員に対する報酬は、当該非常勤役員と協議の上、給与規程に定める支給方法に準ずるか、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成18年10月1日より適用する。
この規程は、平成29年6月16日改定する。
この規程は、平成30年3月23日改定、平成30年4月1日施行する。
この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

名称	日額
評議員会出席報酬等	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(2) 理事

名称	日額
理事会出席報酬等	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(3) 監事

名称	日額
理事会等出席報酬	10,000 円
監事監査等への出席	30,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000 円

別表 2 (非常勤役員等の旅費)

旅費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実費	15,000 円	10,000 円	実費

※上記別表 1～2 については、源泉徴収税額は含めないものとする。

別表 3 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

以下余白